

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク横浜ベイサイド
金沢区白帆2番地の2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社
代表取締役 植田 俊
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ジョイック スコーポレーション 代表取締役 塩川弘晃 東京都千代田区隼町 3番16号 ほか122者	株式会社ジョイック スコーポレーション 代表取締役 福垣学 東京都千代田区隼町 3番16号 ほか123者

(4) 変更の年月日

令和7年4月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和8年3月13日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トレッサ横浜

港北区師岡町700番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社

代表取締役 植田 俊

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ジンズ 代表取締役 田 中 仁 群馬県前橋市川原町 2丁目26番地の4 ほか90者	株式会社ジンズ 代表取締役 田 中 亮 群馬県前橋市川原町 2丁目26番地の4 ほか92者

(4) 変更の年月日

令和5年12月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年3月13日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと横浜

都筑区池辺町4,035番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 A O K I 代表取締役 森 裕 隆 都筑区葛が谷6番56号 ほか156者	株式会社 A O K I 代表取締役 青 木 彰 宏 都筑区葛が谷6番56号 ほか157者

(4) 変更の年月日

令和7年6月26日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年3月13日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horitsui/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープ中田店

泉区中田南三丁目2番38号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社コヤマ

代表取締役 小山 教 康

泉区中田南三丁目2番21号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エーコープ 神奈川県 代表取締役 山田 信 昭 泉区中田南三丁目2番38号 ほか5者	J A 全農 A コープ 株式会社 代表取締役 山崎 智 弘 港北区新横浜三丁目2番地の3 ほか5者

(4) 変更の年月日

令和6年4月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の名称変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年3月18日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horisei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドマークプラザ

西区みなとみらい二丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中 島 篤

東京都千代田区大手町1丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦 東京都千代田区二番町8番地の8 ほか67者	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 阿久津 知 洋 東京都千代田区二番町8番地の8 ほか67者

(4) 変更の年月日

令和7年8月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年3月26日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horisei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）